

証拠書類一覧

裁判所に提出した証拠書類については、「口」印に「レ点」を付けて下さい。
「写し」とあるものはコピーを、そうでないものは原本を提出して下さい。

【債務関係】

- 残債務の存在を証明する資料の写し
(債務残高証明書・債権届出書・金銭消費貸借契約書・請求書・内容証明郵便・判決・支払督促等)
※ この資料については、さらに債権者一覧表の番号順に並べ、資料の右上の余白に債権者番号を記入して下さい。なお、資料等を提出できなかった債権者番号を、下に記入して下さい。
- 滞納税金等の存在を証明する資料の写し

【収入状況】

- 本人
- 給与明細写し(最近2か月分) + 源泉徴収票写し
 - 年金受給証明書
 - 生活保護受給証明書
 - 所得証明書・課税証明書
 - 給与等差押決定写し 又は 配当表写し
 - 確定申告書控えの写し(最近2年分)
- 同居人
- 左に同じ
 - 左に同じ
 - 左に同じ
 - 左に同じ

【居住関係】

- 賃貸借契約書写し(又は使用許可証写し)
- 不動産登記簿謄本 ⇒ (土地・建物) 固定資産税評価証明書⇒ (土地・建物)
- 不動産鑑定士の鑑定書(1通) 又は 不動産業者の時価の査定書(2通) ⇒ (土地・建物)
- 競売開始決定写し 最低売却価額を証する書面

(土地・建物)欄には該当するものに「口」印を

【現在の財産関係】

- 不動産(居住以外) ⇒ 不動産登記簿謄本 固定資産税評価証明書
- 預貯金 ⇒ 銀行預金通帳写し(申立日から1年内) 郵便貯金通帳写し(左 同)
- 自動車・バイク ⇒ 自動車検査証写し 又は 自動車登録証写し
- (400cc以上) 自動車・バイクの時価の査定書
- 各種債権 ⇒ 自動車・バイクの引き上げ資料 時価を証する書面
- ゴルフ・ジャークラ等の会員券写し
- 会員規約写し 及び 契約書写し 時価を証する書面
- 株式、社債、国債等の有価証券写し
- 売掛金の存在を示す資料
- 貸付金の存在を示す資料
- 債権回収不能に関する資料
- 退職金支給見込額証明書 退職金規程写し
- 保険証書写し 保険解約返戻金額証明書
- 保険の失効を証明するもの

【過去の財産の処分状況等】

- 不動産 ⇒ 不動産登記簿謄本 不動産売買契約書写し
- 競売開始決定写し 配当表写し
- 売却代金使途明細書
- 動産 ⇒ 売買契約書写し 領収書 又は 受領書
- 質札 使途明細書
- 退職金の受領 ⇒ 支給額証明書 使途明細書
- 相続関係 ⇒ 相続放棄申述受理証明書 遺産分割協議書
- 保険解約返戻金 ⇒ 受領を証する書面 使途明細書
- 財産分与・慰謝料 ⇒ 分与・支払を証する書面
- 他の手続・処分 ⇒ 強制競売開始決定写し 債権差押命令写し
- 仮差押命令写し 仮処分命令写し
- 訴状写し 滞納処分差押通知書写し
- その他 ()

【事件関係等】

- 受理証明書 破産手続開始決定写し
- 更生手続開始決定写し 再生手続開始決定写し
- 再生計画認可決定写し 再生手続開始申立棄却決定確定証明書
- 再生手続廃止決定確定証明書 再生計画不認可決定確定証明書

【健康状況その他】

- 診断書(口申立人 口同居人) 障害者手帳写し(口申立人 口同居人)
- パスポート(渡航記録部分を含む)写し 免責許可決定写し 及び 確定証明書
- 受任通知写し 交通事故証明
- その他(返信用封筒,)